

事務連絡  
平成28年12月27日

各都道府県衛生主幹部（局）  
各国公私立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課長  
厚生労働省医政局医事課長

平成29年度で終了する暫定的な医学部定員増の取扱いについて（通知）

「新医師確保総合対策」及び「緊急医師確保対策」に基づき、平成20年度又は平成21年度に開始された暫定的な医学部定員増は平成29年度で終了しますが、厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」中間とりまとめ（平成28年6月3日）において、当該定員増の暫定措置は当面延長することとされました。

この趣旨を踏まえ、平成29年度で終了する医学部定員増の暫定措置について延長を希望する都道府県においては、その医学部定員増を上限として定員の維持を可能とすることと致しました。

貴職におかれましては、本通知の内容について御了知の上、必要に応じて都道府県・大学間で協議を行っていただくようお願い致します。

スケジュールや具体的な手続、要件等の詳細は追ってご連絡しますが、都道府県・大学間で協議等を行う際は、以下の平成29年度の医学部定員増に係るスケジュールを参考にさせていただきをお願いします。

（平成29年度の医学部定員増のスケジュール）

平成28年

- 7月21日 各都道府県及び各大学宛に増員計画等の提出依頼を发出  
(28文科高第406号、医政発0721第24号)
- 10月3日 認定申請期間の特例等に係る告示の公布・施行  
各大学から定員増に係る学則変更の申請を受付
- 10月26日 各大学の定員増に係る学則変更を認可

※ 7月21日の通知に先立って平成29年度の医学部定員増に係る意向調査（事務連絡）を发出しており、平成30年度の医学部定員増についても、年明け以降、意向調査を行う予定です。

事 務 連 絡  
平成 29 年 3 月 15 日

関係都道府県衛生主管部（局）  
関係国公立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課  
厚生労働省医政局医事課

平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の延長に関する  
意向調査について

平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置（「新医師確保総合対策」及び「緊急医師確保対策」に基づき平成 20 年度又は平成 21 年度に開始された暫定的な臨時定員増。）の延長については、これらの措置が医師不足が特に深刻な都道府県や、医師確保が必要とされる地域・診療科を対象として設けられた仕組みであることを踏まえ、その医学部定員増を上限として定員の維持を可能とすること（以下、定員増①とする。）をお伝えしました（平成 28 年 12 月 27 日事務連絡）。

この取扱いについては、平成 29 年度における地域の医師確保のための入学定員増（大学、都道府県が講ずる措置の詳細については、平成 28 年 7 月 21 日付け文部科学省高等教育局長、厚生労働省医政局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成 29 年度医学部入学定員の増加について（通知）」の別添「2. 大学、都道府県が講ずる措置」の関係部分を参照のこと。）と同様の枠組みで、定員を維持することを検討しています。

については、各大学・各都道府県における現在の検討状況等について意向回答様式にご記入いただき、4 月 14 日（金）までに下記提出先までご提出いただくようお願いいたします。

なお、例年意向調査を行っている臨時定員増（以下、定員増②とする。）については、別添「（参考）平成 30 年度臨時定員増に向けた今後のおおまかな進め方」において※印で示している通り、例年通り意向調査を実施する予定ですので、改めてご連絡致します。

定員増①及び②の枠組みによる臨時定員増は平成 31 年度で終了しますが、平成 32 年度以降の医師養成数については、今後医師偏在対策の効果等について検証した上で結論を得ることとされています。